

おおいた

金融広報だより

マネー情報

知るぽると



No.13

(2005/10発行)

第1回「出前講座」を行いました。(9/13)

9月13日(火)に大分市立大在西小学校(渡部和男校長)において、第1回「出前講座」を実施しました。今回は大分県金融広報委員会副会長である日本銀行大分支店長(味岡桂三)が、「夢に向かって」というテーマで、小学5、6年生219人に話をしました。

「もしお金が世の中になかったら?」、「どうしてお金でモノが買えるの?」など、お金についての疑問を解きながらお金の大切さについて、子ども達に分かりやすく話しました。

話の最後に同支店長から「質問はありますか?」と聞かれると、子ども達は活発に手を挙げ、時間の制約から質問打ち切りになるという場面もありました。

また、当日は大分県金融広報委員会として第1回目の「出前講座」ということもあり、マスコミ関係者も多数取材に来てくれました。当日のテレビ放送をご覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか?

数日後、大在西小学校から出前講座を受けた子ども達の感想文を送っていただきました。皆真剣に話を聞いていたようで、「自分の夢を実現させるために、お金を計画的に使ったり、貯めたりすることが大切であるということが良く分かった」という感想が多数でした。小学生の頃から、将来の夢を持って生きるという人は少ないかもしれませんが、講師の気持ち(思い)が十分に伝わったようです。



大分県金融広報委員会では、今後も学校への「出前講座」を行っていきます。講師が毎回替わりますので、誰が「出前」に行くのかはお楽しみに。

預金者保護法^注（偽造カード法）

偽造・盗難キャッシュカードによる預金の不正引き出し被害を金融機関が補償する預金者保護法が8月3日に成立しました。預金者に過失がなければ金融機関側が原則として被害を全額補償し、過失がある場合でもその立証責任を金融機関側が負うというもので、来年2月に法が施行する見通しです。

（具体的に金融機関とは、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、郵便局などを指します。）

偽造カードによる被害は、暗証番号をカードに書き込むなど重大な過失がない限り、金融機関が全額補償しますが、「暗証番号を生年月日にしていた」だけでは過失にはならないものの、「何度も変更を促されたのに応じなかった」「生年月日がわかる書類と一緒に盗まれた」など過失が重なると補償の割合が変わってきます。

※被害にあった時は30日以内に金融機関に届け出をする必要があります。

- 補償の割合
- ①過失なし→全額補償
 - ②軽度過失→75%補償
 - ③重大な過失→補償されない



※全銀協は偽造、盗難ともに預金者が補償を受けられない「重大な過失」に当たる例として、

- 預金者本人が他人に暗証番号を知らせた場合
 - カードに暗証番号記入した場合
 - 他人にカードを渡した場合
- などを挙げています。

注) 正式名 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律

金融学習グループ募集中〈活動経費の補助あり〉

平成18年度から活動を開始できる金融学習グループ募集しています。

金融学習グループが受けられる支援として、活動経費の補助、学習会講師の無料派遣、暮らしに役立つ各種資料の無料提供などがあります。

気の合う仲間うちで結成可能です。グループの名前も自由に決められます。

詳しくは下記事務局までお問い合わせ下さい。

金融広報アドバイザー若干名募集中

当委員会では、中立公正な立場から暮らしに役立つ金融情報の提供を行う、金融広報アドバイザーを若干名募集しています。詳しくは下記事務局までお問い合わせ下さい。

マネー情報
知るぽると

大分県金融広報委員会

事務局／〒870-0943 大分市大手町3-1-1
県民生活・男女共同参画課内

TEL 097-536-1111 (内線3045)

FAX 097-532-6930

e-mail oita00000cfsi@hotmail.co.jp